

られる。なお、この土層の中から埴輪片数点が出土した。この第3トレンチのⅢ層は西側調査区の東側断面で確認できるように、北側に向けて下がっていく傾斜を示している。この傾斜がある程度本来の内堤の外法面と一致する可能性がある。

出土遺物 前述してきたように、掘削面積に比べ出土遺物はわずかである。数量は埴輪片13点、土師器片4点、陶磁器片2点である。そのうち図化できた埴輪を第26図に示した。この埴輪は第3トレンチのⅡ層から出土したものであり、原位置を保つものでないことは明らかであるが、昨年度の調査時に出土した埴輪と同じ特徴を示すことから、本陵に伴う埴輪と考えられる。

個別に記述していくと、1は円筒埴輪の口縁部であり、外面は斜め方向の刷毛調整を施した後、横方向の刷毛調整を施したことが観察される。口唇部は内外面とも幅1cmほどに、横方向の指ナデ調整が観察される。内面は斜め方向の刷毛調整が施されている。同様に2・3は円筒埴輪胴部の破片である。2の内面には斜め方向の刷毛調整が認められ、3の個体では指ナデ調整のみが観察できる。これら3点の埴輪はいずれも焼成は良好であり、色調は暗茶褐色を呈する。胎土にはいずれも1mm程度の石英粒を含む。

まとめ 第1～3トレンチの状況と出土した遺物について記述してきた。結果的には遺構は一切なく、遺物もごくわずか新しいと考えられる盛土に含まれていたのみであった。よって工事は、当初計画案通り、鳥居、玉垣は3m北側へ移築し、玉垣はコマ型コンクリートブロック基礎工法によって人工基盤を造った上に施工した(第27図)。その他の工事についても予定通り施工した。

(徳田誠志)

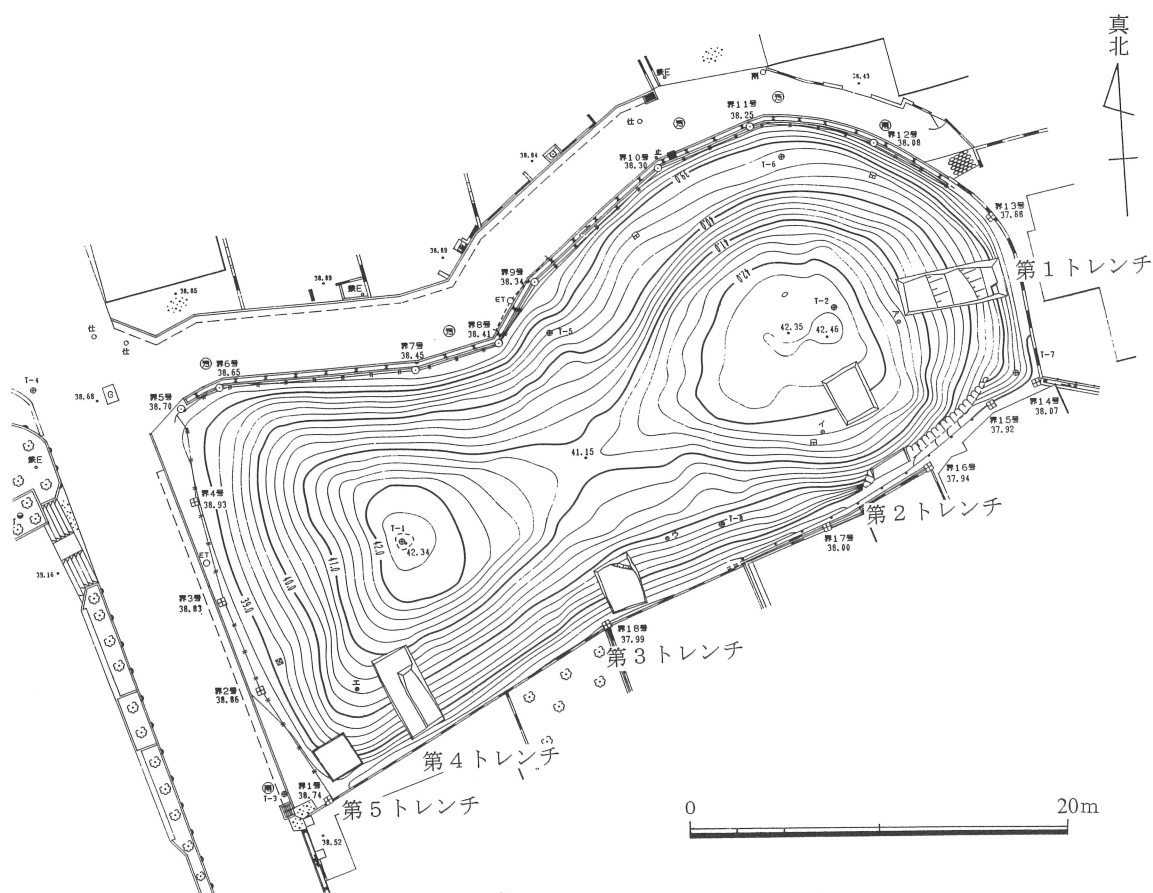
清寧天皇 河内坂門原陵飛地い号境界線保護工事予定区域の事前調査

第22代清寧天皇の河内坂門原陵には、飛地い号として所管する小白髪山古墳が付随する。ともに古市古墳群の南西端に築かれた、前方部を西に向ける前方後円墳である。立地としては洪積段丘の端部に位置し、前方部側が高く後円部側に向かって緩やかに傾斜する地形上にある。本陵は墳丘長約115mを測り、前方部が大きく開く形状であることを特徴とする。飛地い号は墳丘長50m弱を測る。

現状では大阪外環状線が両墳の間を横切っているため明瞭ではないが、昭和初期に作成した地形図では両墳の周濠が近接し、さらには主軸がほぼ一直線上にあることがわかる。このような築造状況は、両者の強い関係を窺わせる。

さて、飛地い号の南側は北側と比較したときに左右対称の前方後円形をなさないため、すでに削られている可能性が高い。そのため墳丘が、特に後円部において急傾斜をなし、近接する民家へ封土の崩落する危険性が懸念されてきた。

よって、平成12年度に墳丘法面保護と、境界線保護工事が予定された。この工事に先立って、施工予定地における遺構・遺物の有無を確認することと、工法の決定に有効な資料の獲得を目的とした事前調査を、平成12年2月22日から3月6日にかけて実施した。



第 28 図 河内坂門陵飛地い号調査箇所位置図(1/400)

調査にあたっては第28図に示したように、後円部東側から前方部南西隅にかけて5箇所のトレンチを設定した。基本的な層序は次のとおりである。

- I 層 表土。黒色腐植土。
- II 層 崩落堆積土。黄褐色粘質土。
- III 層 新しい盛土の崩落土。暗茶褐色小礫混り土。
- IV 層 新しい時期の再盛土。黄褐色小礫混り土。
- V 層 本来の墳丘崩落土。暗茶褐色粘質土。
- VI 層 墳丘盛土。暗黄褐色粘質土。
- VII 層 遺構埋土。

次に各トレンチの状況を記す。

第1トレンチ(第29図1) 第1トレンチは、ほぼ主軸に沿った後円部背後に設定した。発掘面積は長さ5.4m、幅2.0m、深さ0.6mから1.3mである。層序は20cmほどの表土(I)の下に、黄褐色粘質土(II)が検出された。この土層は比較的均質な土層ではあるが、締まりはない。この土層より、表面が摩耗した埴輪と共に、明治期以降の所産と考えられる陶磁器片が出土している。この土層の下には、墳頂寄りに黄褐色小礫混り土(IV)があり、墳端にかけてはこのIV層の崩落堆積土と考えられるIII層が認められる。この下に墳丘盛土(VI)と考える、非常に良く締まった暗黄褐色粘質土が検出された。この墳丘盛土をトレンチ全面に検出した結果、トレンチのほぼ中央で本来のテラス面と思われる平坦部分が存在した。しかし埴輪列は存在せず、葺石も認められなかつ

た。この平坦面から墳丘裾にかけては急傾斜を示し、本来の墳丘裾は削られているものと判断できる。発掘箇所の最下段において、50cm四方の方形の落ち込みが検出された。埋土は黒茶褐色粘質土(VII)であり、深さは15cm程度であった。遺物は何もなく、この遺構の時期、性格を知る手掛かりはないが、遺構の上に厚くIII層が堆積している状況から考えて、古墳に伴う遺構ではないと判断できる。

第2トレンチ(第29図2) このトレンチは墳丘主軸に直行するように後円部中央南側に設定した。このトレンチ設定箇所は、現状で最も墳丘端部が急傾斜を呈するところである。そのため上半部と下半部に分けて調査した。上半部は長さ2.8m、幅2.0m、深さ約1.2m、下半部は長さ0.6m、幅2.0m、深さ約1.0mを発掘した。

上半部は、表土の下に厚さ1mほどのIV層とした新しい盛土が堆積している。IV層は小礫の含まれる量によって上下に分層することが可能であるものの、遺物は何も含まず、一気に盛土していると判断できる。IV層の下にはVI層とした墳丘盛土が検出された。検出面にはかなりの凹凸が認められ、葺石・埴輪などは全く認められず、この部分の墳丘盛土も第1トレンチ同様削られているものと判断した(図版8-1参照)。この検出された墳丘盛土がすでに削平されている可能性が高いと判断した根拠としては、この土層の上面に須恵器小片がめり込むように出土したことからも指摘できる。

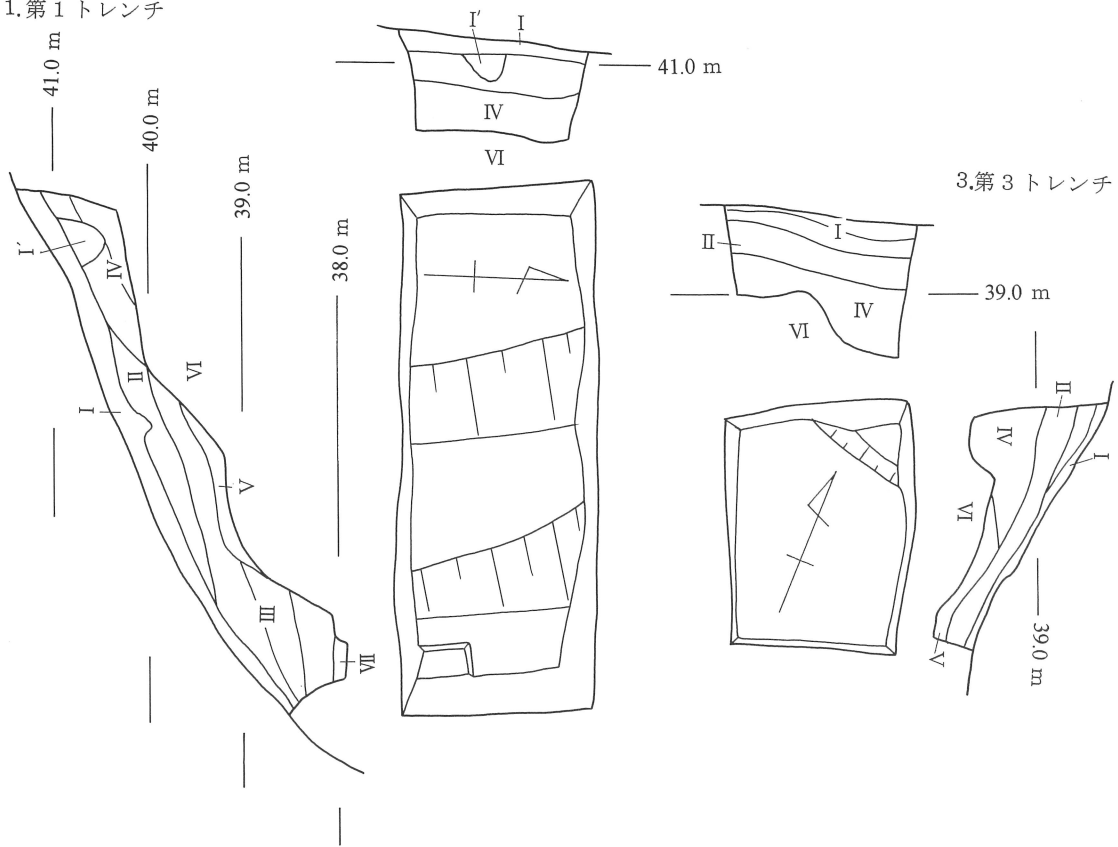
また、このトレンチの北壁最下部において第32図8・9に示した空玉と耳環が出土した。これらは本来の副葬品と考えることが妥当であろうが、出土した土はブロック状の暗褐色土であり、攪乱された土層であろうと判断できる。この土壌をすべて採集して水洗作業を実施したが、他に遺物は出土しなかった。但し、米粒大以下の微量な赤色物質(朱か?)が検出された。これらの状況から内部施設も盗掘か、あるいは何らかの手が加わっている可能性が高いと判断できる。この副葬品と考えられる遺物と赤色物質以外、内部施設についての情報は得られなかった。

下半部は法面に沿って、断面三角形になるように発掘した(図版8-2参照)。その結果、表土の下に薄く崩落堆積土(II)が認められた。その下にはVI層とした墳丘盛土が検出された。このVI層は非常に堅緻であり、黒紫色と黄褐色粘質土が互層になる状況が観察できる。但し、この墳丘盛土もすでに削られていると考えられ、第29図に示したように標高40.4m付近まで及んでいると判断できる。第1トレンチと第2トレンチの土層から判断すると、現在の後円部墳頂付近は、本来の墳丘盛土を大きく削平し(よって葺石、埴輪列は存在せず)、その上に一気に再盛土を施している可能性が高いと判断できる。この新しいと考えられる盛土からは一切遺物が出土していないため、この盛土が施された時期については明らかではない。

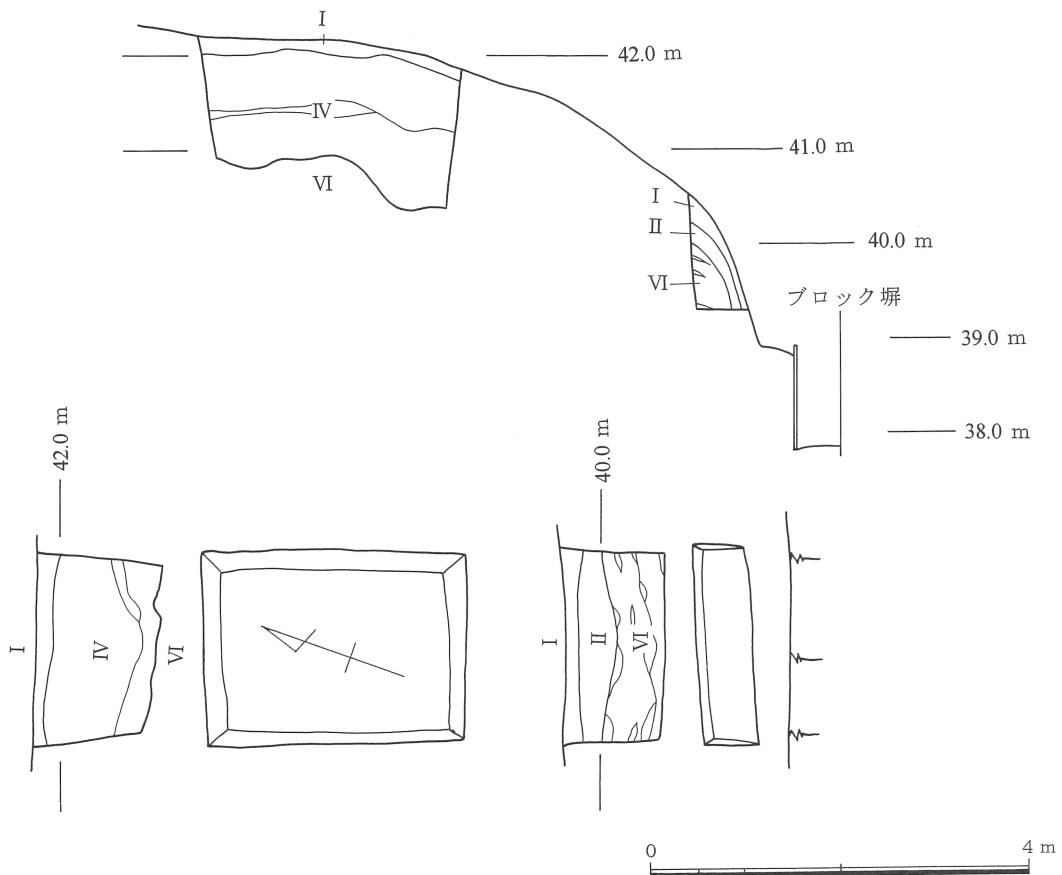
第3トレンチ(第29図3) 第3トレンチはくびれ部に長さ2.6m、幅2.0mのトレンチを設定して、深さ最大1.4mを発掘した。このトレンチの北東隅にはVI層とした古墳本来の盛土を切り込むように、IV層を埋土とする落ち込みが検出された。この部分からは、表面の摩耗した埴輪片が数点出土し、この遺構も古墳に伴うものではないと判断できる。

トレンチ床面においてVI層とした墳丘盛土面を検出したが、葺石などは残っておらず、本来の墳丘裾端部は検出されなかった。

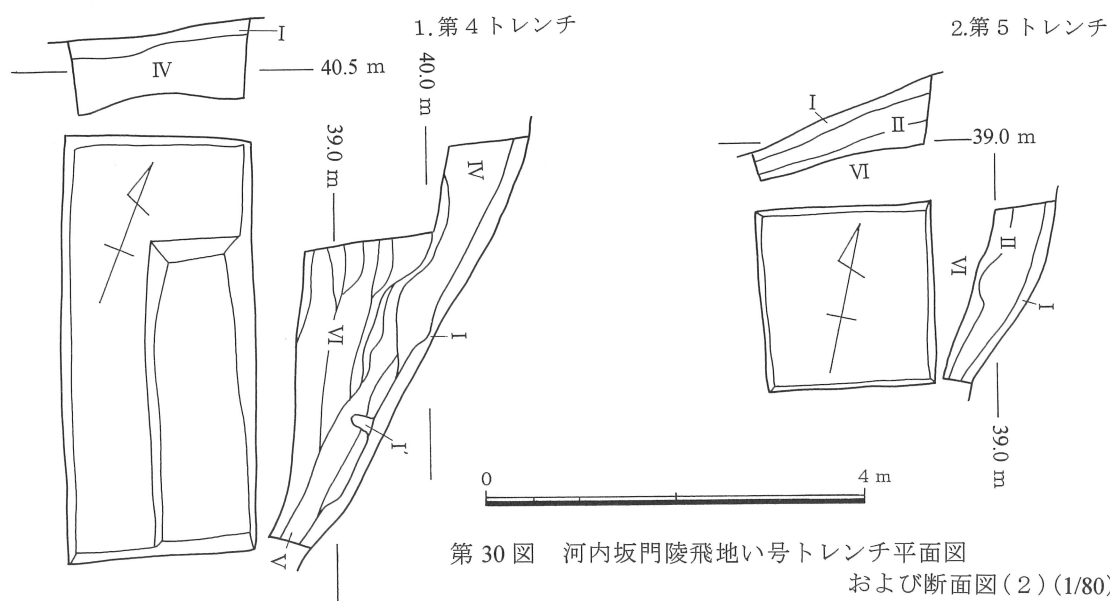
1. 第1トレンチ



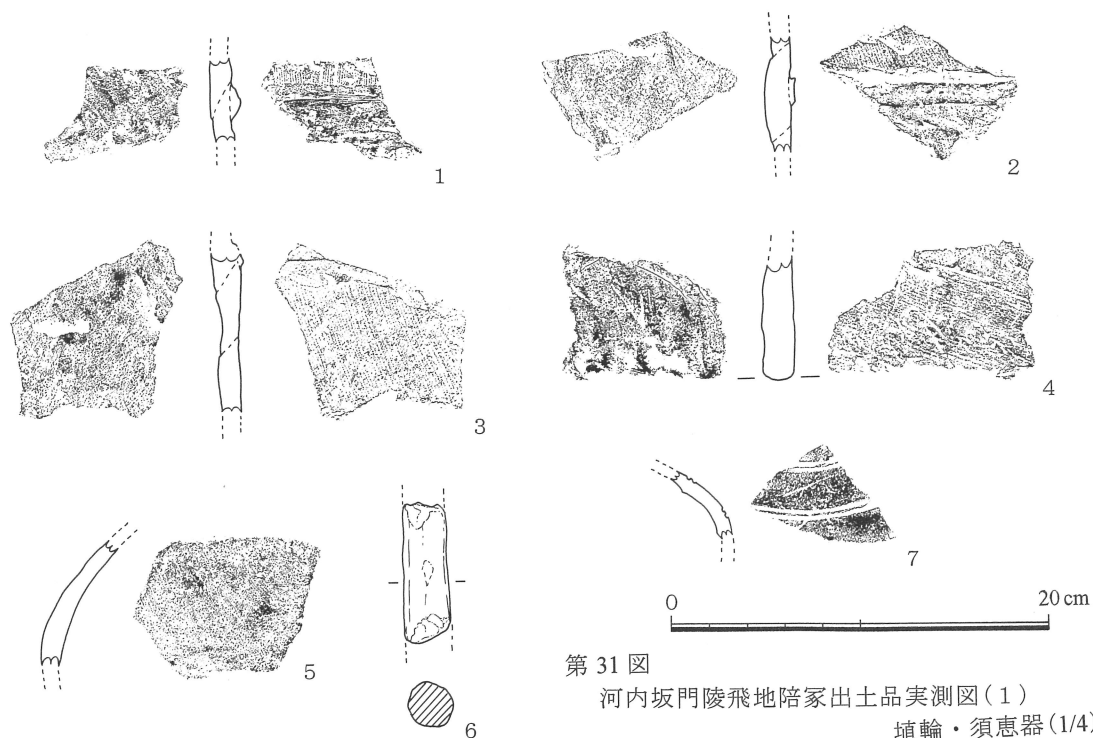
2. 第2トレンチ



第29図 河内坂門陵飛地い号トレンチ平面図および断面図(1) (1/80)



第4トレンチ(第30図1) 第4トレンチは前方部側面のやや前方部よりを設定し、長さ4.4m、幅2.0mの範囲を最大深度約1.9mにわたって発掘した。層序は基本的に第3トレンチと同様であり、表土の下はV層とした本来の墳丘崩落土の上にIV層が堆積している。この下にVI層である墳丘盛土面が検出された。このトレンチでは墳丘盛土の状況を確認するために、トレンチの東側半分を断ち割った。墳丘盛土は第2トレンチの盛土と同様非常に堅緻であり、淡灰褐色粘質土が基本的な土質である。この盛土の細かい単位を観察すると、盛土単位の間にごく薄く(2~3cm)灰白色粘土層がベルト状に観察できる。第2トレンチのような黒紫色と黄褐色粘質土の互層とは若干状況が異なるが、古墳の築造状況を窺うことができる。なお、この盛土中に拳大の礫1点が混入していた(図版8-3参照)。



墳丘端部については第3トレンチと同様確認できなかった。地形図からの観察と併せて、削平されている可能性が高い。

第5トレンチ(第30図2) 第5トレンチは前方部南西隅に2m四方のトレンチを設定して発掘した。層序は表土の下に墳丘崩落土(II)があり、その下に墳丘盛土が検出された。このトレンチでは他のトレンチで検出されているIV層は確認されなかった。

このトレンチも他のトレンチと同様、葺石は確認されず、本来の墳端を確認することはできなかった。地形図から判断すると、本来の墳丘裾はもう少し外側へ延びる可能性が高いと判断している。

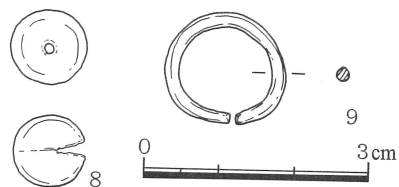
出土遺物 耳環、空玉各1点をはじめ、埴輪片、土師器片、須恵器片、陶磁器片など合計275点が出土した。このうち本飛地に伴うと思われる埴輪片・須恵器片を第31図に示した。それ以外は、表土近くから出土した近代以降の陶磁器片と、所属時期不明の土師器の小片など図化不可能な個体が大半を占める。

埴輪については現位置を保つものではなく、そのためか表面の摩耗した個体が多い。図化した第31図1～4は、いずれも第1トレンチの表土近くから出土したものであり、1～3は円筒埴輪胴部、4は円筒埴輪底部である。円筒埴輪胴部の表面は粗い縦、もしくは斜め方向の刷毛調整が施されている。凸帯は突出度は低く、ナデ調整も比較的粗いものが多い。内面は指ナデ調整のみで、出土した個体の中には刷毛による調整を施されたものはない。4は底部片であり、表面の調整は、刷毛による調整というよりは、同工具を叩くように使用した調整であると判断できる。そのため、外形は円周というよりはわずかではあるが、多角形状を呈している。内面は指によるナデ上げるような調整が施され、底面には不定方向の紐状の圧痕が残されている。

5は第3トレンチIV層から出土した埴輪で、朝顔形埴輪の口縁部である。表面には円筒埴輪と同様の刷毛状工具による縦刷毛調整が施される。内面の調整については摩耗が激しいため、判然としない。6は第1トレンチIII層から出土した埴輪であり、両端が欠損しているため全長は不明であるが、現存部分で長さ約7cm、直径2.5cmを測る棒状の個体である。胎土・焼成などから判断して、埴輪であることは間違いないが、その種類、部位については推測の域を出ない。考えられる個体としては、家形埴輪の屋根部分に取り付けられる鰹木が候補としてあげられよう。

7は第1トレンチIII層から出土した須恵器である。図化できた個体としては唯一であるが、その他にも須恵器片は出土しており、本飛地に須恵器が伴うことは間違いない。この個体は甕、もしくは壺の肩部の破片と思われ、2重の沈線が2組巡らされている。

第32図8・9(図版8-4)は第2トレンチ上半部から出土したものであり、本来は内部施設内の副葬品であったと考えられる個体である。8は直径約1cmを測る銀製の空丸玉であり、直径1mmほどの孔が、おそらく内側から穿たれている。中央部分で口を開くように割れており、この状況から厚さ



第32図 河内坂門陵飛地陪冢出土品
実測図(2)空玉・耳環(1/1)

0.5mmほどの銀板を型で打ち延ばし、2個の半球を蠟付けして張り合わせて製作されていると考えられる。表面にはごくわずかであるが(1mm四方程度)、鍍金が残されている。

9は長径1.65cm、短径1.53cm、内径1.21cmを測る中実の金製耳環である。断面径2.3mmを測り、断面形はほぼ円形を呈するが、鈍い稜線をもつ。曲げ方は丁寧であり、内径はほぼ正円である。合わせ目は密着せず、僅かに(1mm以下)隙間をもつ。この種の耳環には、垂飾が伴うことが多いが、本個体に伴うか否かは不明である。

まとめ 以上各トレンチの状況と出土した遺物について記述してきた。この結果から得られた状況を以下にまとめておく。

現状の後円部墳頂付近は、標高40.4m付近まで本来の墳丘盛土が削平され、その上に一気に厚く新しいと考えている盛土(IV層)が堆積している。この盛土からは遺物がほとんど出土していないため、この盛土がなされた時期について確定することはできない。この盛土は第5トレンチでは検出されなかったものの(第5トレンチで検出されなかった点については、トレンチを設定した位置が、この盛土の検出される高さよりもかなり低いところに設定したためと考えている)、ほぼ墳丘全体に及んでいると考えられる。この盛土はかなりの土量になると考えられ、盛土の時期は、この地域の古墳に大がかりな手が加えられた例としてあげられる、安閑天皇古市高屋丘陵が高屋城に利用された頃の可能性も考慮する必要があるだろう。

このように本来の墳丘盛土は大きく削平されており、第2トレンチ上半部で出土した耳環、空玉の出土状況からも窺えるように、結果的に内部施設も破壊されている可能性が高い。

葦石及び埴輪列など、墳丘表面の遺構は全く検出されなかった。墳丘には大きな掘削がなされていると想定している以上当然でもあるが、葦石に使用されたと思われるような石材が存在しないことから、築造当初から葦石は存在しなかった可能性も考慮しておく必要はあろう。墳丘の盛土そのものは非常に堅緻であり、第2・4トレンチで確認したように、盛土の単位も観察できる。明瞭な版築とはいえないものの、褐色系の粘土と灰色系の粘土が互層になる状況が認められる。墳端については、すべてのトレンチにおいて検出されなかった。当初地形図から判断したように、本来の墳丘裾端部はもう少し外側に延びているものであろう。よって、周濠に関する知見は全く得られていない。

なお、今回の掘削深度においては地山は検出されなかった。本飛地の周囲にある民有地を調査した結果から判断すると、地山はかなり低いところにあり、この古墳そのものはすべて盛土によって築造されているものと考えられる。

墳丘の法面保護工事、境界線保護工事の工法については、今回検出された古墳本来の盛土を極力削らないことを前提に、施工できる工法を検討することとした。(徳田誠志)

清寧天皇 河内坂門原陵見張所改築工事箇所の調査

第22代清寧天皇の河内坂門原陵の見張所が経年のため老朽化し、改築工事が計画された。そのため基礎工事部分(長さ5.2m、幅3.5m、深さ0.6m)の立会調査を平成11年8月2日から4日に実施した。また、浄化槽埋設部分(長さ1.0m、幅1.0m、深さ1.6m)及び排水管理設箇所(長さ10.5m、幅0.4m、深さ0.3～0.5m、長さ5.3m、幅0.4m、深さ0.3～0.5m)の掘削にあたって、



1 河内坂門原陵飛地い号
第2トレンチ上半部完掘状況



2 河内坂門原陵飛地い号
第2トレンチ下半部土層断面



3 河内坂門原陵飛地い号
第4トレンチ土層断面

4 河内坂門原陵飛地い号
第2トレンチ上半部出土品(空玉・耳環)

